

第10回協議会 4月8日(火)

場所

一の宮町／就業改善センター会議室

協議事項

○小委員会報告

三月二十七日に開催された「新市の事務所設置及び議会議員の選挙区定数等に関する小委員会」において、委員長に阿蘇町の松永勲議長、副委員長に産山村の井正明議長が選任されました。

松永委員長から、就任挨拶の後、小委員会の運営方法、今後のスケジュール等について経過報告を行いました。



○協議第十九号 投票区の見直し・開票所の選定について(継続)

原案どおり承認されました。

○協議第二十二号 財産及び債務の取扱いについて(財産区等)

実態調査をした上で協議をしてはどうかとの意見が出され、継続協議とされました。

○協議第二十三号 一般職員の身分の取扱いについて

合併までの新規採用方針について表現を明確にして欲しいとの意見が出されました。今後、各町村の職員は、通常業務のほかに合併に関する事務が大きな負担となります。こういった点を踏まえ、今後の退職者分を上限とすることで一部修正を加えたいと、承認されました。

また、現在の4町村の定員総数は三万人規模の市と比較すると多い状況にあり、合併後の定員については適正化計画を策定して、適正化に努めることをあらためて確認しました。

○協議第二十四号 特別職等の身分の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第二十五号 事務機構及び組織の取扱いについて

原案通り承認されました。

○協議第二十六号 消防団の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第二十七号 人権教育・同和対策事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

○協議第二十八号 保育事業の取扱いについて

徴収金の基準額については、合併までに統一にむけ調整していくというところで提案していましたが、今後の少子化を考えたときに出来るだけ安いほうに統一したほうが良いが、財政状況もあるので専門部会にもどしシミュレーションをした上で再検討してはどうかという意見が出され、継続協議とされました。

○協議第二十九号 その他の福祉事業の取扱いについて

原案どおり承認されました。

提案事項

①新市の名称について

新市の名称を「阿蘇市」とするというところで提案しました。

提案理由として事務局から、この地域を包括的に呼称・総称する名称で歴史的な背景があり、住民にもなじみ・親しまれ、かつ、誇りを持つる名称であり、その世界的知名度・定着度から見ても「阿蘇」という名称に勝る名称は想定されないのではないかという説明を行いました。

この提案については各町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されます。

なお、同様の方法で名称を決定した例としては、昨年九月の「天草市」の事例があります。

②慣行の取扱いについて

新市における市民憲章、新市の花・木・鳥については、新市において公募等により制定することで提案しました。

現在各町村に名誉町村民制度がありますが、新市において名誉市民制度として制度を統一します。なお、現在の名誉町村民の方々については、そのまま新市に引き継がせていただきます。

③社会教育関係の取扱いについて

社会教育関係の取扱いについては、次のとおり提案しました。

町村によっては町村立体育館や中央公民館等が設置されていないところもありますが、合併の効果として、各町村の施設を広範囲で活用でき、他町村との交流も可能となります。

まず、生涯学習講座については、講師や会場が増えることで、より受講者のニーズに沿った事業展開が可能になります。今後、住民の要望を参考に充実を図り実施することとしています。また、活動の拠点となる施設の開館時間、休館日等についても地域のニーズを把握したうえで、合併までに調整することとしています。